

教育行政 執行方針



今年剣淵町は開基120年を迎えます。先人の開拓精神を受け継ぐ私たち町民は、自然豊かで生命を大切に育てる町「絵本の里けんぶち」で共に学び、芸術文化の花開く生涯学習のまちづくりを進めてまいります。

昨年7月には、これからの本町の教育の振興に関する全体像を明らかにする「剣淵町教育振興基本計画」を策定し、その中で次の4項目を教育推進の基本方針に掲げました。

1. 自ら学び 社会で自立して共に生きる力を育てます
2. 多様な学びを支える教育環境を整えます
3. 地域ぐるみで子どもを育てます
4. 町民が学びあい 支えあうふ

るさとづくりを進めます

以下、同計画の基本方針に沿って、本年度の主要な施策について申し上げます。

1. 自ら学び 社会で自立して共に生きる力を育てます

《遊びを通じた豊かな学びの推進》

保育所を中心として幼児期の遊びを通じた学びの基礎力や道徳心を育み、基本的な生活習慣の定着を図るなど、子どもの心身の健全な発達への支援と質の高い幼児教育・保育、子育て支援施策の推進のため関係部局と協議を進めるとともに、保育所と小学校間の相互参観、指導情報の引き継ぎなどの取り組みを進めます。

また、教育相談室と保育所や関係機関が連携して乳幼児の発達相談・教育相談を行います。

《自らいきいきと学ぶ学習活動の推進》

小学校では平成32年度（中学校は33年度）から、新たな学校教育の実施内容・基準を定めた次期学習指導要領が実施されます。この中では、子どもたちが変化の激しい社会や世界に向き合い、自らの人生を切り開いていくために育成

すべき資質・能力が三つの柱で示されました。

①「何を知っているか・何ができるか」（知識・技能）

②「知っていることのできることをどう使うか」（思考力・判断力・表現力）

③「学びを人生や社会に生かそうとする力・人間性」

各学校は、この子どもたちの資質や能力を育成するために、子どもたちが社会との接点を持ち、様々な人々とのつながりを保ちながら学ぶための「社会に開かれた教育課程」を編成し、「主体的・対話的で深い学び」となるような授業改善を進める必要があります。子どもの学ぶ意欲を高める学習活動

自分の考えや問いを進んで発信し、仲間と協力して問題を解決しようとする子どもの育成を目指します。その中で、学ぶことの楽しさや達成感を実感できるよう、児童生徒の良さや可能性を見つけて肯定的に評価することで子どもたち一人ひとりの学習意欲を高めます。

また、デジタル教材の活用によるわかりやすい授業、観察・実験、

調査、見学などの体験的な学習、芸術的な表現活動・創作活動などの取組を進めます。

芸術文化・スポーツ、世代間・地域間交流などの体験学習機会を充実させ、子どもたちの人間性や社会性を育みます。これまで大きな成果を上げてきた「さめき市児童交流学習」は、本年度はさめき市児童を迎え入れます。

《学力の向上》
学力向上に関しては、次の3点を重点的に推進します。

1 点目は、学習指導の改善です。学習規律の定着（剣淵スタンダード）をはじめ、「わかる・できる」授業をめざす授業研究、授業公開と教職員の相互参観、全国学力テストなどを活用した指導工夫改善計画に基づく個別・習熟度別学習指導を進めます。



2 点目は、学習・生活習慣の確立です。全国学力・学習状況調査の結果からは、改善傾向にあるものの、全道・全国に比べて、本町の児童生徒のメディアに接する時間の長さや家庭学習の時間の短さが明らかになっています。学校と家庭が連携して、家庭学習の指導と放課後や夏休み・冬休みを活用した補充学習のほか、生活リズムチェックシート・朝活・通学合宿などによる望ましい生活習慣づくりとアウトメディア対策を進めます。

3 点目は、自分らしさと自立した生き方をめざす学習の推進です。マイノートを活用するほか全ての学校活動を通じて、子どもたちが自分の良さに気づき、夢を実現させる意欲と主体的に進路を選択する力を高めるキャリア教育、望ましい職業観・勤労観を育てる職業体験学習を進めます。

《一人ひとりの学びと育ちに応じた特別支援教育の充実》

教育支援委員会を中心にして、乳幼児健診などの機会を利用した早期からの継続した教育相談・就学相談を行うとともに、ケース検討会議を開催して特別な支援を要

する児童生徒に対する理解の共有を図り、個別教育支援計画を作成して一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援や指導を行ってまいります。



障がいのある子どもとない子どもとの交流・共同学習を通して、お互いを認め合い、高め合おうとする態度を育みます。

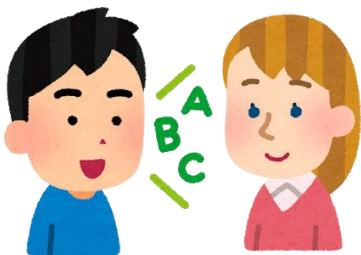
また、小・中学校に特別支援職員を配置し、必要とする児童生徒の生活・学習面の支援の充実を図ります。

《ふるさと剣淵から未来を思い描く教育の充実》

児童生徒がふるさとの良さや課題についての関心を深め、地域の様々な活動に関わり、社会性を広げ、自己実現に向けた意識を高め、していくことが重要です。このため、小中高連携教育推進協議会が中心となり、小中高連携ふるさとキャリア教育の一環として、「子ども

まちづくり会議（タウンミーティング）」を開催するほか、学校菜園づくりや剣淵高校に出向いての農業体験学習、ふれあい広場の参加や福祉施設と連携した福祉体験学習などを推進します。

英語教育については、小学校中学年から「聞く」、「話す」を中心にした外国語活動の学習が始まり、高学年では「読む」、「書く」を加えて教科化され、中学校では英語により授業が行われます。全面实施は、小学校が平成32年度、中学校が平成33年度からですが、本町では、本年度から小学校の授業時間を確保して先行実施します。英語指導助手（ALT）は、小・中・高等学校の英語授業と保育所・小学校での英語活動の補助指導、一般対象の英語講座の指導に活用していきます。



《豊かな人間性と健やかな身体を育む教育の充実》

本年度から道徳が特別の教科として教科化されます。児童生徒が命を大切に、他者や集団との関わりの中から自分自身を見つめ、共に認めあい、共に支えあう豊かな人間性など道徳性を高めることが重要です。道徳の指導に当たっては、道徳の時間のほか、学校の教育活動全体を通して児童の道徳性の育成を図るとともに、家庭と連携して道徳教育の推進に取り組みます。

また、人権教育を充実させるとともに、異年代や障がいを持つ人たちとの交流学习を通じて、障がいのある人たちが社会の構成員であることを学び、多様性を尊重する意識を高めます。

小・中学校では、全国体力テストを活用した学習指導の改善、体力手帳の活用、体力向上一校一実践、どさん子元気アップチャレンジの取り組みなど子どもの体力・運動能力の向上を図ります。

《魅力ある高校づくりの推進》

剣淵高等学校は、農業国際系列と生活福祉系列の選択制の総合学科を設置しています。

農業教育では、農業生産技術の高度化と栽培・加工・流通・販売からなる農業の6次産業化に対応できる実践力を身につけた人材を養成できるように実習農場の充実を図ってきました。今後更に、環境保全、生物活用、観光体験型農業など、農業に関連した新たな産業分野に対応できる創造力を高めるよう教育内容の改善を図っていく必要があります。本年度は、農場用ホイローダー、スプレイヤーの農業用機械の購入を計画しました。

福祉教育では、福祉の知識・技能の学習に加えて、おもいやり・やさしさ・いたわり・共に生きようとする意識など「福祉の心」を育むとともに、介護福祉士国家資格を取得し質の高い介護サービスや多様な社会福祉業務に貢献できる人材を養成します。このため、医療的ケアの指導ができる看護師の資格を持つ教員の配置、先進校視察などを進め、教育内容の充実を図ってまいります。



キャリア教育では、海外・道内外・町内の先進農家・法人および近隣の福祉施設などでの農業・福祉委託実習を継続します。農業実習では、滞在先の事情などから、海外の実施先をアメリカからニュージーランドに変更する予定です。また、生徒のキャリア形成を促進するため、介護福祉士や食品衛生責任者などの資格取得費用に対する助成を継続します。

さらに、より専門的な学習指導と高度な専門教育への接続のため、拓殖大学や旭川大学などとの高大連携を進めます。

生徒募集対策では、ホームページによる学校情報の発信、道内で行われる催事での学校紹介、中学校訪問、体験入学などの取組を進めます。

また、保育所・小中高連携教育を推進するとともに、地域ボランティア活動、農業・福祉団体と連携した担い手の育成、特産品の研究開発などを進めます。

2 多様な学びを支える教育環境を整えます

《安全・安心で快適な学校環境の整備》

新たに策定した学校施設長寿命

化計画では、築40年が経過し老朽化が進んでいる小・中学校校舎・体育館と学校給食センターの早期改修が必要とされました。本年度は、これを受けて、改修の方針と概要を明らかにする施設改修基本計画を策定します。

また、本年度は、高等学校正面玄関ポーチおよび体育館フェンスの修繕工事、教員住宅の改善改修工事を実施します。

学校保健の充実
児童生徒が健康で安全な生活を送ることができるよう、薬物乱用防止・感染症予防教育、食物アレルギー対策、むし歯予防対策などを推進します。

また新たに、子どもたちの生活習慣病の予防などを目的として、小学校5年生と中学校2年生を対象とした血液検査を実施することとしました。

学校安全の充実

交通安全では、通学路交通安全プログラムに基づき、通学路の点検調査を行い、通学路安全マップを作成し、危険箇所の改善協議を進めるとともに、通学路街頭指導、自転車の乗車指導、スクールバス乗車指導を実施します。

登下校時の安全対策では、登下校時などに児童生徒が犯罪の被害に遭う事件が発生しています。被害防止教育を充実させるとともに、児童生徒の緊急避難場所となる「子ども110番の家」の設置、スクールガード・リーダーによる学校と通学路の巡回パトロールなどの取組を進めます。

防災教育では、災害や火災などの非常時を想定した安全対応マニュアルに基づく防災教室、避難訓練を実施します。

緊急時対応では、新たに整備した小・中学校と保護者間の一斉メール送信連絡網、および高等学校の生徒とのメールなどによる緊急連絡網を活用します。

食育・学校給食の充実
学校給食では、給食会計の安定を図りつつ、地域の食材を活用した安全でおいしい給食の提供に努めます。



また、射水市の特産食材を使った姉妹都市給食、災害や緊急時の対応のための非常食配備などを継続して行います。

食育は、子どもの知育・徳育・体育の基礎として位置づけ、町の第2次剣淵町食育計画に基づき、健全な食生活による子どもの健康の維持増進を図るとともに、豊かな自然に恵まれた本町の食と農業の歴史や文化、産業を学び、郷土に対する理解を深めることを目的として、各学校の保健や各教科、給食の時間などで食育指導を行うほか、剣淵高校や地域の農業者との連携による農業体験学習や家庭との連携による「お弁当の日」などの取り組みを進めます。

《多様な学習環境の整備》
〈学校図書館〉

各学校が学校図書館の「学習・情報・読書センター」の三つの機能を高めるため、学校図書館経営計画を作成し、図書室の環境改善と蔵書整備を進め、子どもたちの生涯にわたる学びを育みます。

また、本年度から、小学校に加え中学校にも学校司書を配置し、図書の充実と図書利用サービスの向上、図書室を活用した学習の充

実、絵本の館や読み聞かせサークルなどと連携した読書活動の推進に取り組みます。

〈学校における情報化の推進〉
子どもたちが必要な情報をインターネットや地域社会の取材により集め、それをわかりやすくまとめ、インターネットなどで発信・伝達する情報活用能力の育成と校務の情報化などの教育の情報化が求められています。このため、コンピュータ室のインターネット環境整備と児童生徒用コンピュータ機器の配備、全学級へのプロジェクター・実物投影機の配備、デジタル教科書の活用、撮影用のデジタルカメラ・ビデオ、その他ICT機器の配備を計画的に進めます。



《学校力の向上と学校間連携の促進》

教職員の指導力の向上について

は、採用後の各段階に応じて身につけるべき資質・能力を明らかにした「教員育成指標」に基づき、効果的な研修機会を確保します。また、教職員の服務規律・各種法令・情報モラルの遵守、交通事故や違反防止、体罰防止のため、職場研修などの充実を図ります。さらに、教職員が健康で意欲的に職務を遂行できるようストレスチェックを実施します。



なお、新たに学校における働き方改革に関するアクションプランが策定されますので、校務のICT化や業務改善のほか、部活動の休養日設定・部活動外部指導者の配置、地域による学校支援などの取り組みにより教職員の負担軽減を図り、教員が子どもと向き合う時間の確保に努めます。学校の長期休業期間中の学校閉庁日につい

ても実施を検討します。

学校間連携では、小中高連携教育推進協議会が中心となり、児童生徒、教職員間の交流、学校間の情報交流、共同の調査研究・研修活動などを行います。

小中連携・一貫教育では、小中学校間で、育成したい子ども像の共有、学習指導や生徒指導上の課題の共有、双方の学校教育目標・学校経営方針・学校評価の理解共有、さらには、義務教育9年間の系統的・継続的な教育課程の編成、教科ごとの小中教員の乗り入れ授業、小学生の中学校登校学習などの取組に関する合同の調査研究と協議を進めます。

《学びのサーフェイネットの充実》
〈子どもが安心して学べる教育相談〉

これまで、教育委員会に置く教育相談室の専任の指導員が各学校を定期巡回し、学習や生徒指導に関する相談・指導を行うとともに、教育相談室だよりの発行や教育講演会の開催などの取組を行ってきました。今後とも、子どもの学校生活や家庭教育の悩みなどの相談窓口として利用しやすい相談室を

目指してまいります。

また、スクールカウンセラーの小・中、高校への定期巡回を行っていくとともに、教育上の困難を抱える家庭に対しては、社会福祉士などの専門資格を持つスクールソーシャルワーカーを活用するなど相談支援の充実を図ります。

◎ いじめ・不登校等対策

いじめ防止対策では、いじめ等対策連絡協議会により関係機関との連携を図りながら、町の「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの予防・早期発見と対応、ネットいじめや重大事態発生時の対応を進めます。

様々な理由から学校生活になじめない、登校が継続できない不登校の児童生徒に対しては、教員による学習と生活面の指導や家庭訪問、スクールカウンセラーとの定期相談などのほか、必要に応じて専門相談と登校に向けた適応指導を行える仕組みを整えてまいります。

また、いじめや不登校の防止のために、子どもたちのコミュニケーション力の育成や自己有用感づくりなどに重点を置いた予防教育、児童会・生徒会が中心となり子ども

たちが自ら進める絆づくり、子ども理解支援ツール「ほっと」を活用した児童生徒理解・指導に取り組みます。

◎ ネットコミュニケーション見守り活動

ネットトラブルやネット被害、ネットいじめの防止のために、児童生徒および保護者を対象としたネット被害防止講座の開催、ネットコミュニケーション見守り活動の一環として行う情報モラルやマナー指導、子どものネット利用状況調査、家庭でのフィルタリングと利用ルールづくり、ネットパトロールなどを推進します。



《教育機会の均等のための経済的支援の充実》

要保護・準要保護世帯の児童生徒に対する小中学校就学支援助成、高校・大学などの進学者に対する奨学資金の貸付を行い、子育て世

帯の教育費負担の軽減を図ります。また、本年度から、小・中学校児童生徒の消耗教材の一部を町が負担し、保護者の負担軽減を図ることとしました。

3 地域ぐるみで子どもを育てます

《地域とともにある学校づくり》
本年度から、子どもの教育に対する課題や目標を学校と地域が共有し、学校を支援する取組を充実させることを目的として、学校運営へ地域の方々が参加する仕組みである「学校運営協議会」（コミュニティ・スクール）を小中学校合同で設置します。主な活動内容は、「各学校の学校運営方針を承認する」、「教育委員会に対して学校経営に対する意見を述べる」、「学校関係者評価を行う」、「学校に対する地域の支援活動について話し合う」などです。

《地域で子どもを守り育てる活動の推進》

家庭は教育の出発点であり、地域は子どもの豊かな学びを育む役割を持つことから、地域全体で子どもたちを守り育てていくことが重要です。

新たに組織された青少年健全育

成協議会を中心として、青少年の健全育成と非行防止・見守り活動である町内防災無線による啓発放送、標語コンクール、街頭パトロールなどの取り組みを進めます。

地域学校協働活動の推進
地域の人たちが、学校の授業や部活動・学校行事などの支援、子どもたちの放課後や土曜日の学習や体験活動の支援などを行う地域学校協働活動を推進するため、教育委員会内に推進コーディネーターを配置しました。



また、児童生徒の学習・食事・読書・運動・睡眠・メディア利用などに関する望ましい生活習慣づくりのため、家庭における生活リズムチェックシート、学校通学期間中に町内施設に泊まりながら行う「子ども通学合宿」、夏休み・冬休みの午前に行う「子ども朝活」などの取組を継続するとともに、

子育て家庭の家庭教育を支援するため、家庭教育カフェ、家庭教育講座を開催します。

4 町民が学びあい 支えあう ふるさとづくりを進めます

《学びあい 共に支えあう ふるさとづくりの推進》

今、目指すべき生涯学習社会の姿は、「社会で生きる力を身につけ、持続可能な潤いのあるふるさとづくりを進める社会」とされています。公民館では、町民の多様な課題に応じた学びの場となる公民館講座や学習成果の発表機会を提供するとともに、公民館分館講座の開催を支援してまいります。

高齢者学級「平波大学」は、高齢者が集い、楽しく学びながら、仲間づくりや生きがいづくりを行ってきました。今後は、より多くの方が働きながら学び社会参加できるような学習内容の改善を図ります。



国際交流活動については、国際交流の会が行っている海外からの留学生のホームステイ受け入れを支援してまいります。

新しいまちづくり運動は、ふるさとづくり、ふれあいづくり、生活見直しの各運動を柱とする推進要綱に沿って、全町クリーン作戦などの環境美化活動、エコ・リサイクル活動、あいさつ運動、家族ふれあい運動、子どもやお年寄りの見守り活動、ボランティア活動、文化・スポーツ・読書活動、生活習慣改善運動、および冠婚葬祭などの相互扶助の運動を全町的に進めてきました。今後とも町民の皆様に参加と協力をお願いいたします。

《絵本の里づくり活動と絵本読書活動の推進》

絵本の館は、開設から27年目を迎える絵本の里けんぶちのシンボル施設として多くの来館者を迎え、年間を通して絵本など図書の閲覧と貸出を行うとともに、絵本原画展・絵本の里大賞来館者投票などの企画事業、ちびっこ遊びタイム・わくわく放課後タイムなどの子育て支援事業、絵本読み聞かせ会などの絵本普及事業が通年行わ

れています。今後とも、特色ある絵本・図書資料の収集と利用サービス、魅力ある絵本の里の情報発信、絵本出版社・絵本作家などとの交流の充実を図ってまいります。合わせて、一昨年全国の絵本館により設立された絵本ミュージアム協議会、昨年全国の絵本図書館などで組織された絵本図書館ネットワークに加入して交流を深めてまいります。

また、機能的に余裕のある絵本原画収蔵館の有効活用方を検討します。

なお、本年、けんぶち絵本の里を創ろう会が結成30周年記念事業を計画していますので、これを支援してまいります。

読書推進では、第2期剣淵町子ども読書活動推進プランの策定を行います。同プランの「すべての子どもが、いつでも、どこでも、自ら絵本や読書に親しむことのできる環境をつくる」という基本理念に基づき、家庭での絵本と読書体験、学校での朝読書や読み聞かせ、絵本キャラクターによる絵本普及、町内各施設を対象にした絵本巡回文庫などの活動を促進します。



また、子どもの誕生時に絵本を贈るブックスタート事業と乳幼児に絵本を贈る子ども絵本贈呈事業を継続して実施します。

《文化財の保護およびふるさと伝承の保存・活用》

文化財の保護では、屯田兵屋の外壁塗装工事、開拓記念木「やちだも」のせん定を実施するほか、射的場などの適切な保護管理に努めます。

また、町の開基120年に合わせて資料館特別企画展を開催し利用増進を図ります。伝承芸能の保存継承団体である屯田太鼓・子龍太鼓、剣淵神楽を支援してまいります。

《まちを創る心と身体を育てる「芸術文化・スポーツづくり」の推進》

芸術文化事業では、町民文化祭、町民映画鑑賞会、文化芸術鑑賞会、芸術鑑賞・社会見学バスツアーなどを関係実行委員会などと連携し

て実施します。

健康運動スポーツ事業では、軽スポーツ教室、水泳教室、各種委託スポーツ教室・大会のほか、町の健康づくり部局との共催による健康づくり講演会や健康運動教室を開催します。

また、サイクリング、海洋性スポーツ、クロスカントリースキー、チアリーディングなどの特色ある地域スポーツの振興を図ります。

5月最終水曜日である5月30日には、多くの町民がラジオ体操や散歩、サイクリング、パークゴルフなど、何らかの運動やスポーツ活動を実践することを目標にした「スポーツチャレンジデー」を昨年に引き続き実施しますので、多くの町民の参加をお願いします。このほか、生涯学習活動団体や



スポーツ団体などに対して、大会などへの参加交通費助成を行います。

子どもたちの体力・運動能力の向上と運動習慣づくりでは、アクティブキッズクラブなどの運動に親しむ機会を設けていくとともに、スポーツ少年団活動の助長を図ります。

《まちを創る基盤を整える「条件づくり」の推進》

町民の生涯学習や芸術文化・スポーツ活動の推進体制づくりでは、社会教育主事、司書、地域学校協働活動推進コーディネーター、B&G海洋センターインストラクターなどの専門職員を養成・確保し、適切に活用してまいります。

また、体育協会、文化協会、PTA連合会、スポーツ少年団本部、絵本の里づくり実行委員会などの社会教育団体の活動を支援してまいります。

社会教育施設では、町民センター、りんどう交流館は、各種団体の学習・交流の場として利用者の増と適切な運営管理に努めます。

社会体育施設では、B&G海洋センター艇庫の外壁塗装工事、多目的運動広場の屋外バスケットボールゴール取替工事を実施します。

そのほか、B&G体育館・プール、武道館の利用者増と適切な運営管

理に努めます。

以上、平成30年度の教育行政執行に関する方針について申し上げます。教育行政を預かる教育委員会への使命と責任を深く認識し、町長部局や関係機関、各種団体と密接に連携を図り、教育環境の整備、充実に努めてまいります。一層のご理解とご支援を賜りますようお願いいたします。